

産業イノベーション制度のご案内

ー産業高度化・事業革新措置実施計画の申請等についてー

1 産業イノベーション制度とは

(1) 制度の概要

沖縄振興特別措置法において、規定された制度で、税の優遇制度や融資制度があります。

産業高度化・事業促進事業制度概要 (産業イノベーション制度)			
優遇項目		優遇措置の概要	
1. 対象地域		沖縄県全域(県知事が計画を策定し地域を指定)	
2. 対象業種		製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、デザイン業、機械設計業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業、自然科学研究所、非破壊検査業、機械修理業、電気業、商品検査業、計量証明業、研究開発支援検査分析業	
3. 制度概要			
国 税	投資税額控除	機械び装置、器具及び備品	15% (取得価額: 500万円以上)
		建物及びその付属設備	8% (取得価額: 1000万円以上)
	特別償却	機械び装置、器具及び備品	34% (取得価額: 500万円以上)
		建物及びその付属設備	20% (取得価額: 1000万円以上)
地方 税	事業税の課税免除	事業税を一部課税免除(5年間)	
	不動産取得税の課税免除	不動産取得税を一部課税免除(5年間)	
	固定資産税の課税免除	固定資産税を一部課税免除(5年間)	
	事業所税の課税免除	事業所税を一部課税免除(5年間)	

※非破壊検査業、機械修理業の支援措置は、融資のみです。

(2) 認定の必要性

このうち、税制優遇の適用を受けるためには、沖縄県に認定書を提出して事業認定を受ける必要があります。

2 認定申請書

認定申請書は、沖縄県の下記ホームページよりダウンロードできます。

様式ダウンロードまでの手順

沖縄県HP (<http://www.pref.okinawa.jp/>)

→ 組織で探す(トップページの中列)

→ 企業立地推進課

→ 沖縄振興特別措置法改正に伴う産業高度化・事業革新促進計画(産業イノベーション計画)の策定について

<http://www.pref.okinawa.jp/zone/news/inobe.html>

2 認定までの流れ

産業イノベーション実施計画の認定を受けたい

①まずはご相談（商工会等）

商工会等で、実施計画の内容、申請手続き
支援制度の内容等についての相談を受け付けています



②計画の作成・提出（公社）

申請様式に従って、実施計画を作成し、産業振興公社に提出します
※申請様式は、県のホームページで入手できます

※ 産業振興公社でも、申請書作成等のアドバイスを受けられます



③計画の認定（県）

提出された実施計画は、産業振興公社から県に送られ、
審査の上で認定されます



認定通知

実施計画の実行（事業者）



④実施状況の報告

認定後は、実施計画期間中は、実施状況報告が必要です

お問い合わせ先

沖縄県労働商工部 企業立地推進課

TEL. 098-866-2770 FAX. 098-866-2846

公益財団法人 沖縄県産業振興公社

TEL. 098-859-6237 FAX. 098-859-6233

各商工会、商工会議所